

ドイツの住宅政策における高齢者の位置とその生活環境

水 原 渉

I. はじめに

日本は1970年に高齢者数が人口比で7%を超える「高齢化社会」に突入し、1995年にはそれが14%を超える「高齢社会」になった。この間、わずか25年しか要していない。西欧諸国の中では、例えばフランス、スウェーデンは非常に穏やかな進展をしている¹⁾。これらの国と比べると、ドイツ（旧西独部）が高齢化社会に入ったのは1930年で、高齢社会になったのは45年後の1975年のことであり、欧州の中では意外と早い進展をしてきたと言える。

ドイツは日本と同様に戦争を原因とする国土、経済の荒廃を経験し、その後、50年代には「奇跡の復興」と言われるほどに経済回復を行い、日本と同様に世界で有数の経済力をもつ国となった。しかし、戦後の展開は細部では多くの点で異なっているようである。住宅に関しては、ドイツでは、戦後すぐに私的資本が生産部門に向けられるべく図られ、その代わりに住宅分野では国など公共の側が投資を引き受け、当時の住宅問題に大きく挑戦していったと言える。これには戦前の公益住宅企業組織が十分に機能できる状態にあり、住宅建設・供給（特に社会住宅）の受け皿としての役割をすぐに果たし得たという点も現実問題として大きい。

1990年に制度としての公益住宅企業が廃止さ

れたが、現在も依然としてかなりの部分が公益的住宅企業としての活動を行っている。これは社会的な組織ストックである。高齢者の生活を支える宗教的、労働運動的な流れの中で設けられた社会福祉団体の組織ストックもかなり充実しており、幅広い活動を行っている。

1990年10月の東西統合により、旧東独地域の住宅問題も合わせて解決しなければならないという困難な状況になり²⁾、高齢者の居住に関する課題は相対的に位置が低くなったようにもみえる。しかし、次にみるが、高齢者のための住まいの問題意識はこれまで住宅政策の中で貫いて位置づけられてきたし現在もそうである。社会住宅の高齢者住居などもストックとしてかなりの数にのぼると考えられる。

II. ドイツの住宅政策の概要

ドイツの住宅政策を語る場合には、本来、税制や持家建設奨励金なども対象としなければならないが、ここでは本稿の主旨から社会住宅と住宅手当に絞り、以下に簡単に概観したい³⁾。

1. 社会住宅

ドイツの公的住宅は、日本の公営住宅のように公共が直接に住宅を保有し供給していく方法は基本的にとっていない。これには社会住宅と言われる、民間の住宅企業あるいは個人が建築

主となり公的助成を受け低家賃で賃貸していく「間接供給」の方法がとられている（これを対物促進 [Objektförderung] と言っている）。貸付金利は当初は0%など非常に低く、それが家賃低減効果として居住者の家賃負担を軽くしていくこととなる。公的助成の方法・度合いによって幾つかの種類が設けられており、以前は第1促進、第2促進の2種類があったが、現在は第3促進を加え3種類となっている。第1促進は低所得者用で、第2促進は第1促進の所得限度を40%超えたものが設定されている。第3促進は「協定促進」などと言われるように自治体と建設側とで協定を結びその中で所得限度など設定されるが、所得限度をみても、第1促進の所得限度を設定している州や、これを+10%、+25%、+40%、+50%超過したものを認める州な

どもあり様々な運用が行われている。

建設戸数が需要、特に低所得者層の需要に見合っているかどうかは一つの大きな問題としてあるが、社会住宅によって、低所得層に重点を置きながらも多様な所得階層に対応しようとしている（そして対応できる）ということが分かる。

更に社会住宅は、「目的拘束」を掛けることによって、公共が必要とされる住宅種を確保することも可能である。この中で社会住宅としての高齢者住居 (Altenwohnung) も建設される。表1は経年的な目的拘束の種類と戸数を示しているが、高齢者に対してもかなり古い時期から一定の位置づけを行い、対応しようとしていたことが分かる。

表1 社会住宅の目的拘束（第1促進、第2促進）

目的拘束種	1969年		1976年		1980年		1985年		1988年	
	戸	%	戸	%	戸	%	戸	%	戸	%
多子家族	1万7700	13.5	9699	7.2	9070	9.3	7532	10.9	7193	18.5
若年夫婦	—	—	4328	3.2	3660	3.8	5942	8.6	5304	13.6
高齢者	1万3000	9.9	7106	5.3	8769	9.0	5644	8.2	2229	5.7
東独移入者	8800	6.7	4921	3.7	1万2556	12.9	2376	3.4	3122	8.0
戦災補償者	6900	5.3	—	—	—	—	—	—	—	—
重度身障者	—	—	1857	1.4	2241	2.3	1665	2.4	1461	3.8
外人雇用者	—	—	309	0.2	812	0.8	59	0.1	4	—
社宅	4700	3.6	—	—	—	—	—	—	—	—
農業	600	0.4	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	432	0.3	954	1.0	847	1.2	311	0.8
拘束総計	5万1700	39.4	2万8652	21.3	3万8062	39.1	2万4065	34.8	1万9624	50.5
総社会住宅	13万 999	100	13万3847	100	9万7175	100	6万8952	100	3万8886	100

出典：1969年：Bundesbaublatt, 1970. 7, 333 頁, 1976年：同, 1980. 2, 81 頁, 1980年：同, 1981. 11, 769 頁, 1985年：同, 1986. 10, 583 頁等, 1988年：同, 1989. 11, 578 頁

注記：1969年のデータは、記事文中で概数のみを記載。

1989年以降については Bundesbaublatt での報告なし。

2. 住宅手当

これに加えて、対人促進(Subjektförderung)と言われる住宅手当の制度も用意されている(30年ほど前、1965年から実施)。これは主に家賃補助が中心で、所得・家賃・家族規模などの要件が満たされれば基本的に誰にでも(社会住宅の居住者にでも)支給される。対象は低所得者で、受給者は全体の6%から7%になる⁴⁾。これは社会援助(生活保護)の住宅扶助とは異なる。

表2 住宅手当の受給者

社会的地位	1991年		1992年	
	旧西独部	旧東独部	旧西独部	旧東独部
就労者	30.4	33.4	30.6	31.2
失業者	15.1	11.5	16.8	14.9
非就労者	54.5	55.1	52.6	53.9
年金生活者	40.1	49.9	41.1	47.0
学生	3.4	0.2	3.7	0.3
その他	11.0	5.0	7.8	6.6
実数 (%)	128万5282 (100.0)	167万1853 (100.0)	112万7043 (100.0)	195万1002 (100.0)

出典：Bundesministerium Bau: *Wohngeld- und Mietenbericht 1993*

る。社会援助を受けていても、要件が満たされれば住宅手当を受けることができる(住宅扶助に対しては優先する)。

受給の社会的な位置をみると年金生活者の割合が40%を超えており、年金額と家賃の問題を示していると考えられるが、何れにしろ今後とも高齢者の住宅問題に重要なものだと理解できる(表2)。

ちなみに、社会的地位あるいは年齢については不明だが、住宅手当による住居費低減効果を見ると、高齢者が大きく関わる単身生活者・2人世帯では低減効果は大きいものの受給後もかなり高い割合になっている(表3)。1990年に支給条件が改善されたが、その時点で大幅に負担率が減少するという効果はここには現れていないと言ふべきである。

一般に住宅手当を受給する人はかなり高い家賃の住宅に住む傾向にあると言われているが、居住面積をみると借家住宅では助成額算定の際の基準面積よりも傾向として小さく、家賃高騰の影響があるように思われる。

表3 可処分所得に対する住居費の割合(住宅手当支給前と支給後)

世帯規模	可処分所得に対する住居費の割合							
	1986年		1988年		1990年		1992年	
	受給前	受給後	受給前	受給後	受給前	受給後	受給前	受給後
	%							
1人	34.7	22.1	35.5	23.7	36.6	25.0	37.4	27.2
2人	32.9	21.5	33.7	22.5	35.0	23.8	35.5	26.1
3人	32.3	21.2	32.8	21.6	33.4	22.5	34.5	25.1
4人	26.7	18.2	27.1	18.7	27.7	19.4	28.5	21.3
5人	24.2	15.9	24.5	16.4	25.0	17.0	25.8	18.9
6人以上	20.3	11.7	20.8	12.2	21.7	13.0	22.7	15.0
平均	32.3	20.9	33.0	22.0	33.7	23.0	34.4	25.1

出典：Bundeministerium Bau: *Mieten- und Wohngeldbericht 1991*, 32頁, 同1993年, 41頁

III. 高齢者の住まいと居住環境

1. 高齢者の生活状況など

ドイツの高齢者はどのような生活条件に置かれているのだろうか。これを幾つかのデータでみてみたい。

就労状況については、65歳以上の高齢者では、1987年の時点の同年齢人口の中で「就労している人」の割合は男子で5.0%、女子で2.1%となっている。ほぼ同時期の日本では男子35.6%、女子15.4%にのぼり、ドイツでは就労している人の数は非常に少ないことが分かる。これは年金によって大体は生活できる状況、そして第二の人生を自由にゆったりと生きていこうとする“人生観”の違いによるものでもあろう。

高齢の問題が最も問題になり得るのが単身者の場合であろう。連邦全体（旧西独部）では一人で住む単身者の世帯数は全世帯の30%ほどになるが、それに占める65歳以上の高齢者の該当世帯は41%にものぼり、全世帯数の13.0%になる。しかもその内の86.5%が女性となっている（表4）。また大都市の例としてハンブルク市（人口：約160万）での調査によると1980年の時点では、60歳以上の単身生活の高齢者は、同年

齢人口の40%を超えており、性別では、男性13%、女性55%であった。単身者世帯全体の85%が女性であった⁵⁾。これは60歳以上人口であるので表4の連邦の統計（世帯数）とは比較が難しいが、何れにしても高齢者の単身世帯はかなり多く、それも女性に多いことが分かる。このことは高齢化問題が女性高齢者の生活の問題と大きく結びついていることを物語っている。

これらの人達全てが身寄りがないわけではないが、片や「慣れ親しんだ居住環境の中で、できるだけ子供達からも独立して住みたい」高齢者が97%という状況にみられるドイツの高齢者の住まい意識を示し、他方では社会的な介護需要の大きさも示す状況だと思う。

ちなみに65歳以上の人達の居住状況をみると80%は独自に世帯をもって居住しており、10%が自分の子供・孫と同居し、老人ホームで生活している人は4%となっている。

2. 都市の高齢者の居住と生活の対策

連邦全体でも以前から、社会政策的に周辺層（Randgruppe）の統合（Integration）を強化していく、つまり特定の社会的問題を抱えている社会的グループも社会の中で大きな問題もなく“普通の”生活が行えるように諸々の物的、社

表4 単身世帯（独立居住者）の数と割合

		単身世帯	% (対②)	% (対③)	うち女性	% (対①)
29歳以下	①	169万 820	21.2	6.7	80万9241	47.9
30歳から39歳		93万5089	11.7	3.7	33万5592	35.9
40歳から64歳		206万5700	25.9	8.2	117万3989	56.8
65歳以上		328万9345	41.2	13.0	284万5438	86.5
単身世帯合計	②	798万 955	100.0	31.5	516万4260	64.7 [*])
総世帯数	③	2531万7544		100.0		

*：「単身世帯合計②」に対する割合

出典：Statistisches Bundesamt：Bautätigkeit und Wohnungen Gebäude- und Wohnungszählung vom 25. Mai 1987, Heft 4, 138 頁

会的障害を除去していくことが重要であるという認識で進められている。これはドイツ版のノーマライゼーションの考え方である。

これを、高齢者に関して具体的にハンブルク市を例にしてみると、次のようになる。

同市の高齢者政策は、■統合と参加 (Partizipation), ■自律の促進 (Autonomieförderung), ■予防と回復 (Prävention und Rehabilitation), ■活性化 (Aktivierung) などを目標に対策がとられている⁶⁾。

「統合と参加」とは、高齢者にとって重要な生活領域と人間的つながり関係(例えば、家族、隣人・友人関係)の維持と、社会的・文化的・政治的参加を保障することで、これによって社会的な孤立が予防、防止されると考えられている。

「自律の促進」とは自立した生活の維持と事物の決定の際の選択の自由を促す。高齢者の自立した生活は場合によっては公的給付(例: 社会援助)によって収入状況を強化し、自立した家政保持の保障のための住宅関連援助によって保障される必要がある。

「予防と回復」とは、人間は歳をとるとともに身体的および精神的・知覚的・社会的な能力が低下し、慢性的な病気の危険性と介護の必要性の度合が大きくなるが、そのような高齢者に対して行為の当事者能力の確保と強化を行うことを意味する。

「活性化」とは、強化された行為の当事者能力を基礎に、個人・家族の自助、そして高齢者の個人的関心や社会的接触、趣味の情動的援助網(例えば近隣、ボランティアの援助による)を促していくことである。

高齢者問題は全ての高齢者に該当するものもなく、また問題も個々に異なりをもつが、生

活全般に関わるものであることは明らかで、このように多面的な政策が必要とされる。住宅も、生活空間全般もこのような問題に対応していくことが求められている。

3. 継続的居住の保障のための建築的対策

住み慣れた住宅で、そして慣れ親しんだ地域で、晩年を安心して過ごしたいという希望は、普通、誰でももっているものであろう。ドイツでも、このような居住を可能にするために住宅のみならず社会的な面でも様々な対策がとられている。

旧西独ではほぼ800万の60歳以上の高齢者世帯があり、この内の100万世帯は非常に低水準の住居(独自の浴室・便所のない水準以下の住居)で生活しているとされている。そして援助・介護の必要性からみて、特に適切な住居に依存する人は200万とされている。また800万の高齢者世帯の内の40%は、要求に適合しない住居で生活しているとされている。多くの高齢者は住居が不適合であっても、そこで生活し続けたいと感じている。しかし、多くの居住者が改造を行えるわけではない⁷⁾。高齢者用の社会住宅供給と並んで、住宅改善についても公的に助成が行われているが、住宅改善助成は高齢者に対しても、このような意味で非常に重要である。

住宅が高齢者不適合の状態では、自立した生活を不可能とさせ施設への移行を促すことになりかねない。そこで、高齢者適合化のために、既存住宅にどのような改造を行えば良いかという事例集などをパンフレットの形で連邦政府も発行し市民に無料で配布する⁸⁾など、情報活動にも力が入れている。自治体レベルでの住宅対策と結びついた高齢者政策を、ミュンヘンを例にとってみたい。同市では、市の社会課

(Sozialreferat)のもとに設けられている“高齢者のための住宅適合理化”という相談所がある。これは80年代の後半に設けられている。開設後の1年半では、相談活動で45%が施設への転入を避けることができたとされている。ここでは、建築家と社会教育家(Sozialpädagogin)の2名が活動に携わっているが、この間に500件の相談が行われ、高齢者の住む75戸の住居に建築的対策がとられている。費用は50%が100マルク未満、20%が1万マルク以上(特に浴室の更新、間取り変更)であった。34%が当事者によって支払われたが、残りはミュンヘン市、家主、社会援助、健康保険などによる支払いとなっている。この相談所が、これらの事例に関わるようになったきっかけは、多くの場合、訪問介護・援助の中で住宅の欠陥が問題視された結果であった⁹⁾。

高齢の人達の要求はつつましやかになり、場合によれば他人の介入も拒むこともあると思われるが、このような援助サービス、そして後に述べる諸々の社会的サービスなどとも結びつけて、社会的ネットワークの中で、住宅の面でも住み続けたいという要求に合う物質的条件をつくり上げていく活動にも力が入れている。

4. 高齢者用居住施設での対応

「老人ハイム」は、家事を独自に行える状態にないが、受け入れ時点では介護の必要のない高齢市民用の、恒常的な経済的、社会的世話と結合した居住施設を指す。連邦法規では面積の最低条件などが定められているが、これによると一人当りの居住面積は最低12 m²、2人用では18 m²、洗面台の設置など多くの点が詳細に求められている¹⁰⁾。これは飽くまでも最低基準で、もう少し具体的にみると、例えばノルトライン・

ヴェストファーレン州の「ハイム規則」では老人ハイムは、各々の部屋が、前室(最低で1.25 m×1.25 mの寸法)、寝室兼用の居間(16~20 m²；2人用では寝室と居間の分離がされ居間は18 m²)、衛生設備(手洗い、風呂/シャワー、水洗便所)、バルコニー(1.4 mの奥行きで、2~3 m²)を設けることが要求されている¹¹⁾。このように州段階では連邦の最低基準をはるかに上回る水準で運用されている。

老人ハイムに対して、「老人居住ハイム」は自立して生活ができる高齢者用のもので、個人の居住部分に関しては台所が設けられる。「老人介護ハイム」は慢性的病気をもち、介護を必要とする高齢者の施設である。性格的にはそれぞれ日本の養護老人ホーム、経費老人ホーム、特別養護老人ホームに当たるだろう。

このような種類があるものの、実際には施設毎に、これらのハイム形態を混合したものが多いようである。これは同じ所での継続的生活を保障しようとするものである。

ハンブルク市でみると、これらの施設は市、福祉団体、民間のものを全て合わせると147施設ある。これらの殆どは例えば勤労者福祉協会、ハンブルク・カリタス協会、ドイツ平等(パルティテイツシュ)福祉協会、赤十字社などの社会福祉団体の運営になるものである。これらの福祉団体の経営するものは全体で94施設あり、老人ハイムを「AH」、老人居住ハイムを「AWH」、老人介護ハイムを「PH」とすると、AH・PHの組合せは36で最も多く、AWH・AH・PHの組合せは15施設、AWH・PHは10施設となっている。尚、この94施設の入居可能人数は1万3849名である(内AHは5086名、AWHは4669名、PHは4049名；1988年6月現在)。これだけで同市の60歳以上の人口の3.6%

(65歳以上人口の4.7%)になる。施設規模は平均では147名収容となっているが中には1000人を超える規模のものもあり、経営の合理性はともかく、必ずしも居住に適切なものばかりではないようである¹²⁾。

これ以外にハンブルクには伝統的な居住シュティフト(Wohnstift:基金による高齢者居住施設)があり、上記の福祉団体の施設として活用されているものもあるが、そうでないものでも低所得の高齢者の居住施設として機能している¹³⁾。

5. 居住の補完的施設など

高齢者など身体の不自由などにより生活上の問題を抱えている人達に対する生活サービスとして、①社会ステーション(Sozialstation)、②自治体介護、病人介護、高齢者介護サービス(Gemeinde-, Kranken-, Altenpflegedienst)、③住宅・家族介護ステーション(Haus- und Familienpflegestation)、④移動社会援助(Mobile soziale Hilfsdienst)、⑤その他の社会サービス、⑥食事サービス、⑦家事サービス、⑧訪問サービス、⑨付添いサービス、⑩搬送サービスなどが行われている。

例えばノルトライン・ヴェストファーレン州では最初の5タイプのサービスの3/4が65歳以上の高齢者に対して行われている。住宅・家族サービスのほぼ90%が同じく高齢者に対して行われている。家族介護が病院での介護を回避するものであれば健康保険の給付の対象になる。

(1) 社会ステーション

さて上記のサービスの中で、最近、重要性を帯びてきたものに社会ステーションがある。これは70年代末から発展してきているもので、介護サービス(②、③)の代替機能を持ち、病人・

家事・家族サービスを総合したもので、各地域に設けられている。

社会ステーションの従事者チームには、看護婦、看護介助士(Krankenpfleger)、看護介助補助士、高齢者介助士、家事介助士、社会作業士(Sozialarbeiter; ボランティアの補助者による世話を仲介する)などが参加している。このステーションの業務は在宅療養介護(普通は医師の指示のもとで行われる)、基本介護(身のまわりの世話、ベッド移動、食事など)、医療処置(包帯交換、傷の手当、注射、点滴など)、家事介護(衣服の着脱、身のまわりの世話、話相手・朗読、病院・施設などへの移動、買物など)など医療から家事までの全般に渡ったものとなっている。

このような社会ステーションは、ハンブルクでは41設けられているが(1989年)、1981年では30であったので、この施設の充実に大きく力を入れていることが分かる。経済的な援助もここで相談、申請できるようになっている。尚、運営費は、自己負担分(場合によっては社会援助)、運営団体、州、自治体、健康保険などからの補助が内容となっている¹⁴⁾。

(2) 高齢者集いの家(Altentagestätte)

高齢者が孤独に陥ることなく、精神・身体の活動の活性が保持できるように、日中に高齢者が自由に出かけて行って相互の交流が行え、また色々な催しも行われる施設(「高齢者集いの家」とする)がドイツの都市の各地に設けられている。

ハンブルク市では全部で86か所あるが、これらの施設で工作、手芸、会話、カードゲーム、盤ゲーム、ダンスなどが行われている¹⁵⁾。これらの施設の運営団体で最も多いのが勤労者福祉協会のもので、更には赤十字社、地区の教会、そ

して「人生の晩年」,「ドイツ・アメリカ婦人クラブ」,「高齢者・身障者公益協会」などの多くの市民団体も運営に携わっている。土曜日も催しを行っている「集いの家」もあるが日曜日・休日は開いていない。日曜日・休日にも行って欲しいという希望は多いとのことである。

尚,同市の調査によると,60歳以上で,この施設を訪問したことのある人は17%になり,定期的に訪問している人は3%,単身の高齢者では20%の人が訪問したことがあり,6%が定期的に訪問しているという結果が出ている。以前の施設需要の基準として考えられていた2.5%は上方修正を行う必要があるとされている¹⁶⁾。

これ以外にも週に一度出会う,話をしたりパーティーなどの企画をしている高齢者サークルがハンブルク市の手によるものでも50,福祉団体の手になるものでも152と,200を超えるものが活動している。また生涯教育としては全国的に各都市で行っている国民大学(Volkshochschule)の形で語学,数学から音楽,演劇,哲学,見学旅行に至るまでの豊富で安価な授業が用意されておりこれ自体も高齢者が受講できるし,また高齢者用¹⁷⁾としてハンブルク市全体で54のコースが行われている。65歳以上の年金生活者には参加費が30マルクの場合15マルク,これを超えると半額という特典も設けられている¹⁸⁾(半年の額;1991,92年)。

(3) 都市の物的条件の福祉化

高齢者の可能な限りの自立を維持するためには日常的な都市内移動についても対策がとられなければならない。これには特に,鉄道(市街電車,地下鉄),路線バスなどの公共交通の分野での対策が重要となる。

鉄道では駅の外とプラットフォーム,プラットフォームと車両の床の高低差が問題になる

が,鉄道の場合,地下や高架はドイツの大都市に一般的で,主要な駅舎にはエスカレーターのみならずエレベーターが設けられている(あるいは設けられつつある)。その場合も車椅子の直進移動がしやすいように,地上とプラットフォーム位置で扉が異なる側で開閉するようになっており,防犯面から総ガラス張りになっているのが普通である。

バスでは低床バスが導入されつつある。これは床が非常に低くて難なく乗降ができ,また歩行の困難な人や車椅子利用者の場合には運転手の操作によって,圧縮空気で極めて短時間でバスの前部が低くなり,更には斜路が張り出してくることで容易に乗降できるように工夫されたものである。

これらをハンブルク市の例でみると,ほぼ130ある市電・地下鉄の駅の内,主要な駅24か所にエレベーターが設けられている。また低床バスは1991年に1路線で試行したあと,1992年から93年にかけて173台(内35台は2軸連結バス)を導入し,14路線で運行を行うことになっている¹⁹⁾。

(4) その他

健康面では,高齢者でも水泳などのスポーツ活動は健康や体力の維持のために大切であるが,ハンブルク市の調査では同市の60歳以上の高齢者の内,定期的に水泳を行っている人は20%にもものぼっている。これは年齢による差が大きく,男性では60歳から64歳で33%,65歳から69歳で30%となっている²⁰⁾。しかしこのように水泳をする高齢者が多いのは安価な公営水泳プールが設けられているためだと言える。ハンブルク市には公営水泳プールは1980年時点で44か所あり,内21か所が屋内のものであった。これ以外にもドイツで一般的であるスポーツ連盟の

会員も60歳以上の人は1990年で3万2703人おり、同年齢人口の7.9%を占めている。1982年ではこれが1万8215人だったのでかなり活発になっていると言える²¹⁾。

IV. おわりに

以上、ドイツの住宅政策と高齢者の居住の問題と対応、そして単なる住まいを超えた高齢者の生活を支える諸施設、諸活動などについてみてきた。

社会住宅は充分ではないが不十分な点は住宅手当によって補われるなど、住宅政策的には重層的な対応がとられ、この形で高齢者の居住もかなり負担軽減が行われるシステムとなっている。助成額などは政策的に定められ、充分であるかどうか議論はあるだろうが、住居費負担が60%強にまで低減されているのは大きい。逆にみれば、自己の本来の支払能力を超えた住居費支出を可能とするものであり、供給住宅の全般的な質向上に役だっているはずである（一般的な質向上以外に、高齢者適合の住宅；日本的には耐震性の高い住宅なども）。

高齢者の生活は範囲、内容、問題など多様だと思うが、ドイツでは、少なくとも積極的に社会的に接触を求め、また健康面でも活発に体力を維持していこうとする人達に対してはそれ用の環境もかなり整備されていると言える。特に大都市部では日本より空間的条件は良好だと思うが、低床バスのような福祉バスの充実化や、上では触れなかったが短期介護（日本のショートステイに当たる）では普通4週間まで面倒をみてくれる（つまり介護者のゆったりとした“休暇”の保障も考えている）など空間条件とは余り関わりのない分野でも大きく進展しているよ

うである。単に高齢化問題に直接に関わる領域だけでなく、これと関わりをもちながらもこれを超えた幅広い社会基盤づくりが進んでいると言える。

注

- 1) 老年人口指数が5%から12%に上昇するのにかかった年数は、フランスが170年、スウェーデン105年であった。ちなみに西ドイツは75年、日本は43年である。（生命保険文化センター『高齢化社会への対応』日本放送出版協会、1981年、19、20頁）
- 2) 水原渉「現代ドイツの住宅供給の問題と課題」（巽和夫編『現代社会とハウジング』彰国社、1993年、収録）
- 3) ドイツの住宅政策について立ち入って研究しようとする方は、例えば、水原渉『西ドイツの国土・都市の政策と住宅政策』（ドメス出版、1985年）、『ドイツ・フランスの社会住宅制度』（財団法人住宅総合センター、1994年）を参照されたし。
- 4) 実際は「資格者の半分が、恥ずかしさや、（制度を）知らないこと、官僚主義的な障害によって住宅手当をしていない」人が多く、この数値とはほぼ同じくらいの潜在的資格者がいるとみられている。
- 5) Freie Hansestadt Hamburg: *Wohnen im Alter*, Hamburg 1985, 4頁
- 6) Freie und Hansestadt Hamburg: *Bericht des Senats über die Versorgung und Betreuung älterer Bürger im ambulanten und stationären Bereich*, 1991, 2頁
- 7) 連邦建設省: *Wohnen alter pflegebedürftiger menschen-Beispielhafte Lösungen-*, Bonn 1991, 15頁
- 8) 例えば『住宅』の1993年1月号の下総薫「ドイツ連邦の高齢者住宅対策」で、具体的な事例が紹介されている。
- 9) 7)と同資料16頁。
- 10) ハイム建築基準令（Heimmindestbauverordnung）による。同令での介護ハイム自体は高齢者のみならず成人身体障害者一般の施設と

- して扱われている。
- 11) *Wohnheimbestimmung 1984 (Wohnungsfinanzierung Verwaltungsvorschriften des Landes Nordrhein-Westfalen 1991, 収録, 190~192 頁)*
- 12) Freie Hansestadt Hamburg: *Aktiv im Alter*, Hamburg 1990, 87~96 頁
これ以外では、市立の介護ホームは13施設(4,800人収容, 1部屋に1, 2ベッド;収容施設のようなものではない)がある。その他は民間と思われる。
- 13) 12)と同資料36, 37頁。これによると夫婦で2,650マルク, 単身者で1,800マルクの所得が限度とされている。
- 14) Freie Hansestadt Hamburg: *Der Ratgeber für Behinderte*, 1992, 77~78 頁
7)と同資料, 40, 42頁など
他の都市の例ではベルリンで60以上のものが設けられネットワークが組まれているとのことである。
- 15) 例えばベルゲドルフ区にあるリヒトヴァルクの「集いの家」の1992年4月の催しをみると月曜日は手芸と新種のゲームが並行して行われ, 火曜日は午前には体操で午後はコーラス, 水曜日は午前は(民族)ダンスで午後は工作・手芸そしてこれと並行して演劇グループ, 木曜日は午後にチェスとこれと並行して特別企画(これは週毎に異なりファッションショーや, 「春の遠出」としてバスでレストランに行きその後は戻ってコーヒーと音楽の催し [18マルク]などが行われている), 金曜日には午後に水泳をしその後はコーヒーというように非常に豊富な内容の機会が提供されている。なおこの施設は勤労者福祉協会が運営している。
- 16) Freie Hansestadt Hamburg-Behörde für Arbeit, Jugend und Soziales: *Freizeit und Freizeitaktivitäten im Alter*, Hamburg 1987, 11, 12 頁
- 17) ある区のものを見ると, 経験者も交えた「導入一高齢を活動的に過ごす」「60歳頃の女性」, 「演劇」, 「居住共同体一老いも若きも」による共同体についての解説, セニョーレン・ダンス, 「当時と今日」, 記憶力訓練, 低地ドイツ語文学, 幾つかの段階の英語などが行われている。
- 18) 例えば「演劇」は半年69マルクだが, 高齢の年金生活者の場合これが34.5マルク(3,000円弱)になる。
- 19) Freie Hansestadt Hamburg: *Der Ratgeber für Behinderte*, 1992, 173 頁
- 20) 16)と同資料, 32頁
- 21) 6)と同資料, 9 頁

参考文献

- 社会保障研究所(編)『西ドイツの社会保障』東京大学出版会, 1989年
- 財団法人住宅総合センター『欧米4カ国の住宅事情・住宅政策』1990年
- 同上 『ドイツ・フランスの社会住宅制度』1994年
- 同上 『ドイツの民間賃貸住宅』1993年
- 水原渉『西ドイツの国土・都市の政策と住宅政策』ドメス出版, 1985年
- (みずはら・わたる
滋賀県立大学環境科学部教授)